

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四十条の六第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百七十九号（電気通信事業法施行規則第四十条の六第二号の規定に基づき都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数の基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該都道府県の市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。）に係る統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第一号に規定する基準地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）に係る同項第二号に規定する二倍地域メッシュの数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。

〔表略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

都道府県ごとの第一種公衆電話機の設置台数は、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、当該都道府県の市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。以下同じ。）に係る統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード（昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュの数及び当該都道府県の市街地以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）に係る同項第一号に規定する基準地域メッシュの数の合計数に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た数を下回らないものとする。

〔表同上〕

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。